資料１

岩手県立黒沢尻工業高等学校

半導体工学科ＰＲ動画制作等業務

企画コンペ実施要領

令和８年 11 月

岩手県立黒沢尻工業高等学校

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体工学科ＰＲ動画制作等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものです。

１　本業務の概要

(1)　業務件名及び数量

岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体工学科ＰＲ動画制作等業務一式

(2)　募集する企画提案の内容

資料２「業務仕様書」のとおり

(3)　委託期間

契約締結の日から令和９年３月 25 日（木）まで

(4)　委託予定額

3,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

２　参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とします。

なお、複数の者による共同提案も認めますが、その場合、構成する者のいずれもが参加要件を満たす者であることとします。（単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできません。）

また、共同提案する場合は代表者を定めたうえで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とします。

(1)　本業務の実施について、県の要求に応じて即時に迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。

(2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(3)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。

(5)　最近１年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6)　事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。）

※　なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

(7)　参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月５日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(8)　「２(7)」までの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年６月６日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年３月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

(9)　単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

３　企画コンペ手続き等に関する事項

(1)　担当課

〒024-8518　岩手県北上市村崎野24地割19番地
岩手県立黒沢尻工業高等学校　事務室
TEL：0197-66-4115　FAX：0197-66-4117
E-mail:DB0049@pref.iwate.jp

(2)　実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。※トップページ（ｈttps://www.pref.iwate.jp/）　→　「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】
資料１　企画コンペ実施要領（本書）
資料２　業務仕様書
資料３　企画提案書作成要領
資料４　企画提案審査要領

(3)　実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、次により受け付ける。

ア　受付期間　**令和８年12月４日（金）午後４時30分まで**

イ　受付場所　上記「３(1)　担当課」に同じ。

ウ　提出方法　【様式１】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入のうえ、原則、電子メールにより提出すること。

エ　回答方法　受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載する。

オ　回答期日　**令和８年12月10日（木）**

(4)　参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。。

ア　提出書類　下記のとおり。

様式２　参加資格確認申請書
様式３　会社概要及び過去５年間の類似事業の主な受注等実績

イ　提出期限　**令和８年12月15日（火）午後４時〔必着〕**

ウ　提出先

上記「３(1) 担当課」に同じ。

エ　提出方法

電子メールにより提出すること。(アドレス：DB0049@pref.iwate.jp)

オ　確認結果　参加資格の確認結果は、**令和８年 12 月 21 日（月）まで**に文書により通知する。

カ　留意事項

- 上記書類を提出期限までに提出しなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。
- 参加資格確認申請書に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペ参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5)　参加資格の喪失

参加者は、下記「４　委託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6)　企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を以下のとおり提出するものとする。

ア　提出書類

資料３「企画提案書作成要領」で定める書類

イ　提出期限　令和９年１月５日（火）午後４時〔必着〕

ウ　提出方法

電子メールにより提出すること。(アドレス：DB0049@pref.iwate.jp)

エ　留意事項

- 提案は、１者につき１提案とし、複数提案を認めない。
- 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- 提案に係る費用の総額は、上記「１(4)　委託予定額」を超えないものとする。

(7)　企画提案の無効

上記「３(4)カ　留意事項」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）に該当する提案

イ　誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ　その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(8)　企画コンペ参加の辞退

ア　コンペ参加予定者が、下記「４　受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画コンペ審査に参加しない場合は、審査開始日の前日までに、【様式４】「企画コンペ参加辞退届」を、上記「３(1) 担当課」まで持参又は郵送により申し出ること。(必着のこと)

イ　「３(8)ア」によりコンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

４　受託候補者の選定方法等に関する事項

(1)　受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料４「企画提案審査要領」に基づき、選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「１(4)　委託予定額」の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2)　企画提案選考委員会の開催（予定）

ア　開催日時・場所　　令和９年１月 12 日（火）　　岩手県立黒沢尻工業高等学校中会議室

・　日時及び場所については、開催時期が変更となる場合があることから、参加者に対し別途、個別に通知する。

イ　開催方法等

・　審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、追加資料等の提出は認めない。

・　プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコンの使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、事前に県に連絡すること。

・　プレゼンテーションの順番は、上記「３(4)　参加資格の確認」に掲げる書類の受付順とする。

・　プレゼンテーションの時間は**１者当たり 30 分（事前準備５分、説明 15 分、質問 10 分）を予定**している（ただし、**都合により、１者あたりのプレゼンテーションの時間を変更する場合**がある）。

・　参加者が５者を超える場合には、岩手県立黒沢尻工業高等学校において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された５者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。　なお、参加者が５者以下であった場合には、一次審査は行わない。また、一次審査により上位５者に入らなかった者に対しては、文書により郵送で通知する。

(3)　受託候補者の決定

ア　県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第１順位の受託候補者を決定する。受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案書等の内容をただちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結する。

イ　審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに参加者に郵送により書面で通知する。

ウ　「４(3)ア」の契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと県が認めた場合は、県は次点の者と契約の交渉を行う。

５　契約に関する事項

(1)　**契約書作成の要否**　　要

(2)　**契約保証金**　　岩手県会計規則（平成４年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

(3)　企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

６　公正な企画コンペの確保

(1)　参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2)　参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3)　参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4)　参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペにを公正に執行することができないと判断されるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7　その他

(1)　提出書類の取扱い

ア　参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ　提出書類は返却しない。

ウ　提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

(2)　企画コンペ参加に要する経費

企画コンペ参加に要する経費は、すべて参加者が負担するものとする。

(3)　その他

ア　参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ　参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

【参考】スケジュール

①	「実施要領等に関する質問票」提出期限	12 月４日（金）
②	質問事項に対する最終回答	12 月 10 日（木）
③	「参加資格確認申請書」提出期限	12 月 15 日（火）
④	参加資格確認結果の通知	12 月 21 日（月）
⑤	「企画提案書」等の提出期限	令和９年１月５日（火）
⑥	企画提案の審査（プレゼンテーション）	令和９年１月 12 日（火）予定
⑦	受託候補者決定	令和９年１月中旬
⑧	受託予定者見積書提出	令和９年１月中旬
⑨	委託契約締結	令和９年１月中旬

【様式１】

岩手県立黒沢尻工業高等学校あて

会社名等	
担当部門	
担当者	
メールアドレス	
TEL	
FAX	

実施要領等に関する質問票

No	資料名称	該当項目（該当頁）	質問内容
1			
2			
3			
4			

〔留意事項〕

・資料名称の欄には質問の対象となる資料の名称（実施要領又は業務仕様書の別）を記入すること。
・提出期限内に提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
・原則として電子メールで送付のこと。（アドレス：DB0049@pref.iwate.jp）
・１つの質問項目について１行使用のこと。

【様式２】

令和８年　月　日

岩手県立黒沢尻工業高等学校長　様

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

参加資格確認申請書

「岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体工学科ＰＲ動画制作等業務」に係る企画コンペに参加したいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

なお、「企画コンペ実施要領」の「２　参加者の資格要件等」に定める次の内容について虚偽がないことを誓約します。

記

１　本業務の実施について、県の要求に応じて即時に迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。

２　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

３　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

４　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。

５　最近１年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

６　事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

７　参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月５日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

８　７までの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年６月６日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年３月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

９　単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式３】

会社概要及び過去５年間の類似事業の主な受注等実績

<table>
<tr><td>商号又は名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>代表者職指名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>設立年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>資本金</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>直近の年間売上高</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>従業員数</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>業務内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>会社の特色</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">過去５年間の受託事業の実績（主なもので可。資料等があれば、添付可。）</td><td>受注者</td><td>受注事業内容（受注年、受注内容）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">【本申請の窓口となる担当者名】
所属
職
指名</td><td>
電話
FAX
E-mail</td></tr>
</table>

※　既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものがあれば、これに替えることができるものとします。

【様式４】

企画コンペ参加辞退届

令和８年　月　日

岩手県立黒沢尻工業高等学校長　様

「岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体工学科ＰＲ動画制作等業務」に係る企画コンペへの参加を表明し、参加資格確認申請書を提出しましたが、都合により参加を辞退いたします。

住所

商号又は名称

代表者職・指名　　印